

はじめに

三重県、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素漕り漁技術」を無形民俗文化財指定。

→「技術」の射程は？

歴史的な海女漁の技術。意外に分らない。民俗調査からの選及（推定）。

労働形態や生業道具の単純さ、素材さ⇒関係する史料の少なさ。

*海女漁を成り立たせる種々の知恵と工夫：道具、衣装、獲物の加工・販売などの総体。

一、絵画資料に見る道具と衣服

『三重県水産図解』（明治16〔1883〕年）

*基本的に江戸時代以来の漁撈実態を記録。

「鮫漁之図」（石鏡村の漁法を描く）と「蟹婦焚火ニ躰ヲ温クメ休足ノ図」

1、舟と海女

「鮫漁之図」：ちよろ舟6艘。男女一組。

2艘は漁場を探る（男は櫂を漕ぐ。女は衣服を身に纏う。頭に白手拭い。長ノミ）。

4艘：潜水漁中。竿で引き上げられる様子。引竿、身長ノ2倍程度？

*船上の男は、呼吸の長短と浮上する瞬間を見定め、白布に注目して竿を操作。

「勇気ニ過キ…貪欲ニ涉」る男に対し、女は「已レノ量ヲ計リ浮沈」する知恵。

引竿と綱：海女は、「錨綱」を手繰って潜水。

「日本山海名産図会」は、綱につながれた海女を船上の男が引き上げる。別の綱？

「蟹婦焚火ニ躰ヲ温クメ休足ノ図」

沖合に「ノリアイ」（1艘に男1名、女9名）。

陸から大桶と共に漁場に向かう「カチド」9名。6、7尋の浅瀬。「初学少女ノ業」。

2、保温のための工夫

潜水時、海女は上着を脱ぎ上半身裸体（カチドは陸から半裸体）。

下半身は白布を纏い、腰帯にノミを差す。

浮上し舟中に入った後、小桶の湯を浴び、腰の白布を脱ぎ衣服を着す。

*潜水後に着替える防寒用の衣服。「イソナカネ」？

小桶の湯は、出漁前の焼き火で焼き石を何度か桶に入れて熱湯を作る。

二、舟と舟大工

1、志摩漁村の舟保有

享保11（1726）年段階で志摩漁村30か村で1864艘（うち小舟1441艘）。（→表1）

延享3（1746）年時点での家数と照合すると、1軒当たり小舟保有率は0.35。

*石鏡は0.83、現鳥羽市域は0.55、志摩地域は0.22。先島半島は10パーセント台。

海女漁以外（農林業や廻船等）との比率の違い。地域差の大きさ。

2、舟大工と出稼ぎ

宝暦11（1761）年、越賀村「出稼人印形之事」（→表2）

16名が出稼ぎ中（4年前から）。うち13名が「船細工」と明記。他も「大工稼」。

名古屋への出稼ぎ。他の年次では、鳥羽町や伊勢大湊へ。

文化元（1804）年「人別増減調」：他国他所稼74名、船細工他所稼41名、船手稼29名

*当時の人口1086名。

三、年間暦と出稼ぎ

1、延宝9（1681）年、石鏡村の年間暦（「石鏡村目録之引替」）

春中：若布、甘苔、ひじき→河崎で売る。

夏中、秋中：鮑、榮螺、荒布。荒布は京伏見商人へ前貸し売り。鮑は諸商人。時々鬻斗。

冬中：女子共は柴刈り。河崎へ売る。男は桶網で名吉。*男女の分業形態。薪の比重大。

海女漁以外：春中は桶網で海老、藻魚。2月末～3月は名吉。夏・秋は蟹。

2、貞享3（1686）年、越賀村の年間暦（「差出帳」【明細帳】）

春：ひじき、海女のり、ふのり、わかめ（夫食之上置）

男：名吉、海老、藻魚

夏：鮑（鬻斗に仕、宇治山田へ）、荒布（大坂商人へ）

男：蟹（鬻節にして河崎、津、名古屋へ）

真珠玉、6,7日間。鶴方浦神明浦領の内へ忍び漁。

冬（男）：海老網、藻魚（河崎へ）。むつ、あじ、いわし。

3、宝永7（1710）年、和具村年間暦（「指出帳」）

春、夏：在所で海女。夏は前海、波立時は後浦（英真湾）～真珠貝取。

8～10月：紀州領へ旅海女。

*漁師（男）：春・夏は在所で諸漁。夏は三河へ錨網に雇われる者も。

8月～2、3月は紀州へ錨船、10月～正月は海老取り。冬～正月、後浦で海鼠引。

4、出稼ぎの男女分業（兼業）形態

男がボラ漁→女は山仕事（柴刈り）

男が錨船などで出稼ぎ→女も海女漁の出稼ぎ

元文3（1738）年、越賀村の出稼ぎ規定。

海女の習熟度別に上中下の3ランク。初心者が出易い設定。

天保14（1843）年、越賀村「人別改帳」。→表3

海士稼、錨浦、田曾浦へ。9月～12月。

家族形態と出稼ぎを可能にする条件。稲刈り、麦蒔き、茶摘み。

女性人口の多さ

四、獲物の加工と販売

1、熨斗鮑の生産

18世紀半ば(寛保3 [1743] 年カ)、越賀村「若布一円御買上」:

7月28日～8月21日、越賀と御座の「海士」17名、越賀村伊兵衛と田曾浦へ出稼ぎ。

「右磯ニ而仕立候熨斗、水揚帳面ニ致し改を請、熨斗村江持参候而海士方ニ所持」

＝熨斗を出稼ぎ地で製造し、村へ持ち帰る。＊海女たち自身が熨斗に加工。

＊『日本山海名産図会』、歌川国貞(三代豊国)の「伊勢の海士 長鮑制之図」

2、熨斗鮑の流通

寛保3 (1743) 年3月、山田下中之郷町の磯田市郎右衛門、鳥羽本町熨斗間屋甚兵衛ら、志摩一円の熨斗鮑独占得権を鳥羽藩に出願。→延享4 (1747) 年、撤回。(中田論文)

【背景】宇治山田熨斗屋の抵抗(集荷に赴かず)と志摩漁民の熊野灘での横流し。

天保14 (1843) 年、越賀村「頭前海士人中」10名から村の肝煎役宛て願書。

生鮑の流通: 地元商人の手で河崎へ運ばれ、販売。

熨斗鮑の流通: 宇治・山田の商人を志摩へ呼び、入札で取り引き。

(一部は行商の形態で津へ名古屋まで販売)

3、海草類の加工と販売

文化3 (1806) 年、越賀村「産物目録控帳」(→表4)

＊前年12月～11月の1年間でテングサを11度、船に積み込み出荷した記録。

一度に234貫～6,800貫。総計4万貫弱(約150トン)。

現在のテングサ取り引き、20～25kgで1俵。最大時は一度に千俵を出荷。

船籍: 野間船4回、常滑船1回、淡路船2回、大坂、紀州三浦、讃岐、阿波各1回

＊一年中の取り引き。加工(晒草)と保管が前提。

文化2 (1805) 年、鳥羽藩、志摩国のテングサと荒布を国産品として独占買上。

鴻池が蔵元役。→文化8年中止。

文化7年、「南張村より波切迄」村々、国産仕法停止の訴願。紀州藩産海草との競合。

文化9年、鴻池は保管用の小屋建設を条件にテングサ、荒布の全量買い取りを約す。

＊幕末期には外部諸勢力による独占買い付けの動き活発化+再び国産化の試み

荒布は17世紀中から上方商人による前貸し販売。大規模な取り引き。

海鼠も正徳6 (1716) 年には京都商人が独占買い入れの出願。

「煎海鼠」の流通。「このわた」も。

テングサは19世紀以降(寒天製造の一般化)。

おわりに

一般の漁業とは異なる生業・流通の形態。様々な工夫。海女「技能」の総体。

五、補説(尾鷲組大庄屋に雇われた志摩海女)

1、珊瑚の探索(以前に報告)

寛政11 (1799) 年、紀州藩は將軍献上のため珊瑚珠の探索を領内に命じる。

尾鷲組、船上から磯の珊瑚を掻き取る道具を作り採取を試みるがうまくいかず。

→志摩から海女を雇い、探索させる。

2、海底に捨てられた(?) 盗難金銭の探索

文化元 (1804) 年3月、知多郡内海の小平次船が二木島へ入津。

水主(楫取)として雇われていた尾鷲組南浦林蔵が、64両を盗む。

追求を逃れるため、金箱ごと海中に沈めたと「白状」。

→隠蔽の疑い。海中を探索することに。5/2、崎嶋和具へ船を遣わし、海女2人を依頼。

5/5海女が二木島着。5/6、5/7、5/9の3日間、海中探索。

海底10～12尋。泥地で明白に見えるが、「似品無之」。5/10、一旦帰郷。

再度探索。「才領人」1名、海女3名。5/28着、5/29、6/1に「浦内無残所相尋」。

＊結局は見付からず(林蔵は若山の牢へ護送)。

※海中を潜り沈んだ荷物を探すのは、一般の漁民ではできない技能。

難船荷物の引き上げ＝志摩漁村に特有の「生業」。

3、海女漁の様相の聞き取り記録

盗品探索時に、木本代官による志摩海女の所持道具や潜り方等の問い合わせ。

尾鷲組大庄屋代北村市左衛門による聞き取り記録。

【道具】

磯ノミ: 長さ9寸、巾8歩、厚さ4歩。大小、長短あり。引竿: 長さ4尋。

【潜り方】

船1艘に男2人。1人は漕ぎ手、1人は引竿を遣う。

海女は「縄の三重帯」、磯鑿を差し、「白木綿之手拭」で頭を包む。

船底を踏み、「錠綱」をたぐり、海中へ。

浮上時は、船上の男が引竿を入れて引き上げる。

【視覚】

晴れた日は海底がよく見え、「七、八畳敷ハ一見目」。曇天や夕暮れ(山蔭)は暗い。

【サイケル】

一日に三折。一折で10～14,5遍潜る。焚き火にあたり、次の一折に。

【海女の種類】

大かつぎ: 14,5尋潜る。小かつぎ: 7,8～10尋位。鮑、貝類、荒布等。

船1艘に10～20人乗り、銘々磯稼ぎ＝「エセ」⇄「船主之海士」(フナト)

【海女が恐れるもの】

モペラ(虫)。海草の繁る場所。刺されると腫痛。

サンショペラ(形見定かたきもの): 此の気に当たると惣身色かわり言語難分相成。

《史料編》

【1】『三重県水産図解』

鯨漁之図 四季ヲ問ハス漁スレトモ、四月頃ヨリ七八月頃迄ヲ良季トス
志摩国答志郡英虞郡各村、伊勢度会郡南濱三四ヶ村は多く長ノミニテ突トルナリ
是ノ図ハ答志郡石鏡村ノ漁法ナリ
イノカイ、シンジユカイ、アラメ、ワカメ等ヲ採捕ス

鯨 《一名石決明》

鯨ノ漁場ハ頗ル広シト雖モ、志摩国沿海最モ多シ、而シテ其所在概ネ海帯ヲ生スル岩礁ノ
辺ニアリ、コレ其海帯ヲ以テ餌食スル所以ナリ、深サ五六尋ヨリ十四五尋ノ適度トス、其漁
事ニ法アリ、鯨婦潜水シテ捕フモノト船中ヨリ口(矛)ヲ以テ突捕ルモノトナリ、
茲ニ志摩国崎勢村度会郡相賀浦ノ漁法ヲ左ニ叙ル
鯨ノ漁候ハ四季ヲ問ハスト雖モ、鯨婦潜水シテ捕フルモノハ大概ネ五月ヨリ十一月ノ交トス、
最モ七八月ヲ宜トス、然シテ漁婦潜水ノ際ハ先ツ海浜ニ火ヲ焚キ、全身ニ暖ヲ取り、各小桶
《凡ソ四五升入り》ニ水ヲ貯ヘ、石ヲ焼テコレニ投スル数回、桶中ノ水ヲ熱湯ト為シタル
テ蓋ヲ封シ、携帶シテ舟ニ乗ル《桶ニ湯ヲ貯フモノハ潜水ノ后チ暖ミヲトル為ナリ》、初メ
四艘ノ嚮導船ヲ出シ各船之レニ應從ス、而テ先登ノ四艘ハ潮流ノ緩急日光ノ海底ニ透明スル
度ヲ考ヘ、或ハ十町或ハ二十町ノ距離ニ至リ予メ四辺ノ位置ヲ占メ、深淺ヲ計リ各船ノ至ル
ヲ俟ツ、此トキ後登ノ各船四隅ノ中ニ入り船ヲ投ス《漁船ハ男一人之ヲ(トマヘ)ト云、女
一人或ハ二人之ヲ(蟹婦ト云) 最モ蟹ハ二人ヲ限トス》、爰ニ於テ嚮導船ニ在ル漁婦棒ヲ以
テ舳ヲ叩キ、各船ノ揃フヤ否ヲ問フ、各船モ之ニ応シ舳ヲ叩クこと凡ソ一時間、其止ムヤ
白布ヲ以テ頭ヲ裹イ、又腰間ヲ纏ヒ、衣ヲ脱シ、静カニ海ニ入り胸部以下ノ水中ニ入り左腕
ヲ舳ニ掛ケ呼吸ヲ試ミ、右手ニ潮ヲ掬シ舟ニ灌キ且ツ面ヲ潤シ氣息ノ定マルニ及ンテ細繩ニ
挽リ潜水ス《此トキ男子ハ左手ニ籠ヲ取り右手ニ柄杓ヲ以テ潮ヲ船中及ヒ海上ニ灌キ安全ヲ
祈ル》、男子ハ右手ニ長竿ヲ持テ海底ヲ注目シ其上ルヲ俟ツ、漁婦ハ海底ニ達スルヤ暗礁ニ
付居セル鯨ヲ腰間ノ盤ヲ以テ起シ捕リ、左腕ニ挿シ《老練ノ者ハ一回五六貝ツ、懐キ上ル》、
呼吸ノ迫ルヲ計リ盤ヲ腰間ニ指シ浮泳ス、此トキ船中ニ在ル男子ハ海中ニ白布ノ近ツクヲ認
メ、直ニ長竿ヲ下シ漁婦ヲシテ之ヲ握ラシメ、其浮泳ヲ助ク、漁浮船端ニ浮フヤ獲ル所ノ鯨
ヲ舟ニ収メ《潜水時間ハ長短アリト雖トモ長息ノモノハ五十秒ヨリ一分時間ニ至ル》、舳ニ
舳ヲ掛ケ面ニ撫シ氣息ヲナスこと初メノ如シ、全ク常息ニ復サハ又潜没ス、如斯浮沈スルニ
と暖和ノ候ハ七八回、寒中ハ三四回、暑中ハ十二三四回ニ及ブト云、漁事畢ラハ舟ニ上リ、貯
フ所ノ桶湯ヲ以テ頭上ヨリ浴シ、一時ニ暖ヲ取り、頭及ヒ腰ニ纏フ白布ヲ脱シ、衣服ヲ着シ、
各船一同帰ル、而テ既ニ海岸ニ達セハ前ノ如ク焚火ニ暖ヲとり、体温ノ後復タ出漁ナスコ
トアリ、之レハ老練ノ者ニ非サレバ許サズルモノトス、此漁事一行ニ捕獲スルニ費目ヨリ五
貫目位ヲ常トス、又浮桶ヲ携ヘ近岸淺底ニ於テ漁スルアリ、之ハ初学少女ノ業ニシテ、其深
サ六七尋ノ処ニ至リ桶ニ繩ヲ附ケ片緒ヲ腰ニ結ヒ各適宜ノ所ニ潜水捕獲ス、而テ獲ルモノハ
桶ニ移シ、勞セハ桶ニ抛テ憩フ、如斯シテ潜水ノ稽古ヲナスモノナリ
(中略)

按スルニ男女出漁スルニハ必ス親子夫婦ニ非サレハ船ヲ同フセス、若シ止ヲ得サル事故アレ
ハ兄弟姉妹ノ者トス、奈何トナレハ曳竿ヲ取ル男子瞬間ヲ誤ツときハ漁婦ノ生命ヲ失フこと
アリ、故ニ船中ヨリ呼吸ノ長短ヲ考ヘ、白布ノ近ツクニ注目シ浮泳ヲ助クルモノナリ、肉親
ニ非サレバ舟ヲ同フセサルモ人情親疎ノ別アルカ為ナリ、漁婦ニ巧拙アリト雖モ、大概ネ三
十四五歳ヨリ十四五歳迄ヲ適齡トス、聞説ニ女子ハ呼吸永ク且ツ己レノ量ヲ計リ浮沈スル
カ為メ過チ少シ、男子ハ勇氣ニ過キ假令呼吸尽ントスルモ貧欲ニ涉リ其浮泳ヲ誤ル間々アル
ニヨリ一切男子此業ヲナスヲ禁スト、(後略)

【2】「石鏡漁協文書(鳥羽市図書館写真版)」
(表紙) 一 延宝九年
石鏡村目録之引替
西ノ無神月 本文有合

(中略)

一、当村浦村領境北ハないかま落、是ハ南國崎村領境、箱田山棍(カ)切塚ほう木有、是迄
老里、但シ木ハ小柴しだかや木也、諸鳥ハ少ク御座候、鹿猪時々出申候
一、漁場 北ハないかま落、南ハ境ノ浜迄
右之磯筋ニテ春中ハ若布甘カ若ひしき何ニテも海草取上ケ、川崎ニテ売申候、但シ桶網ニ
テ海老藻魚不寄何(□□□) 小魚取申、二月ノすへゞ三月中ハ名吉ヲ心懸申候、夏中ノ秋
中鮑柴螺あめらめ々々ヨリ二出申候、
荒布之廻、従前々京伏見商人二年々金子借用仕ニ付売申候、鮑ハ諸商人ニ売買仕、時ニハ
のしニ廻し申候
冬中ハ桶網名吉ヲ心懸申候、但シ女子共ハ浦村当村大領ニテ柴ヲこり川崎ニテ売申候
一、浦領之内ニテも従先年海草万物桶網釣鮑柴螺(□□□□□)自由仕候、桶網釣漁二月ノ
九月九日迄漁取申候(後略)

【3】「越賀町有文書」「差出帳」(貞享三「二六八六」年)

越賀村

一、高四拾七拾石六斗九升
内五拾四石五斗九升四合 加子米高
(中略、村高、寺社、名吉網等)
一、式拾五艘大小船之内 五艘鯉舟、式拾艘小舟
西年指上ケ申候トハ鯉舟式艘小舟拾八艘ト申候
一、海士七拾五人 上中下 とまへ共
一、漁場東ハ藏かけ之沖ハ西ハ一對嶋沖迄漁仕候
一、春三ヶ月名吉多ハ藻魚取申候、但名吉ハ小濱村御足いけ申候、多ハ魚之儀ハ川崎ニテ売
申候、所ニ而モ売申候事ニ御座候、ひしき海士のりわのりわかめ少ツ、取申候得共、是ハ
夫食之上置ニ仕候
一、春三ヶ月月ハ定ル売買も無御座候
一、冬三ヶ月ハ定ル網立多ハ藻魚取川崎ニテ売申候、むつあじいわし年ニハ両度も取申事御
座候、すきと取不申事も御座候
(中略)

一、家数百八拾六軒

内 五軒 寺堂比尼 四軒 庄屋肝煎 七拾八軒 添カ屋 九拾九軒 添屋
一、人別五百六拾人 内男式百貳拾八人 女三百三拾貳人
内 百四人 庄屋肝煎本百姓水吞
四百五拾六人 舟大工鍛冶商人称宜無役人共

貞享三寅年十一月 庄屋五郎右衛門/同理兵衛/肝煎長五郎/同弥次右衛門
信太九右衛門様

【4】「和具漁協文書」(宝永七「一七二〇」年)

一、海士、是ハ春夏中者在所ニ而海士仕候、夏之内前海ニ、波立申候得者後浦江海士二入、真珠貝取申候、八月ノ月迄之内紀州様御領内江先年ノ御暇申請旅海士ニ參候、人数年ニ多少御座候、海士罷帰り候節御城主様江先年ノ熨斗式把宛差上ケ申、代銀不被下候御事、漁師、是ハ春夏中ハ在所ニ而諸漁仕候、夏之内二先年ノ御暇申請三州鯛網ニ被雇參候者も御座候、八月ノ月迄之内江鯨船ニ被雇、前々ノ御暇申請參者茂御座候、十月ノ月迄之内江先年ノ御暇申請海老取ニ參候、冬中ハ来正月迄在所ニ罷有候漁師後浦ニ而生涯引申候御事

【5】「越賀村文書」(「地下諸事記」(享保六「一七二二」年)(前略)

一、午ノ年ニ下磯參候得共、口前地下へ上り不申二付、役人寄合相定候ハ、重而下磯へ參候者ハ口前として金壹歩ツ、地下へ請取答ニ相定申候、以上
午(元文三)ノ十一月日 惣役人

(中略)

一、下磯定之事
一、上 金壹歩
一、中 拾匁
一、下 五匁
右之通西ノ十月ニ惣役立合相段ノ上ニ而相定申候
寛保元年西ノ十月日

下磯之事

一、あまど取上ケ老割ニ 惣役人相段之上相定申候
一、となへ之きも式割ニ候得共、段々断ニ而老割相定申候
寛保三年亥ノ十月日

磯荒候節船越村へあわひ取ニ參候

一、とまへ三人、女三人、以上六人船越へ參候、其時之飯米老人ニ付白壹升つ、遣し申候
(中略) 虫送り、庚申供養、拾物の取り分規定、など
何方江下磯稼ニ參候人数ハ老人ニ付為同前(カ) 地下へ金壹歩宛出シ可參候定ニ御座候、此義ハ磯稼海士人所々江參候而ハ村中ニ而ハ稼申者も疎ニ御座候ニ付、右之通相定申候、尤水揚持參候節ハ其時品も可有候得共、老步宛之義ハ右之定ニ候、其内磯手習ハ格別取斗可申候、とまへ海士人共ニ同前義、手前印申候
浦船出稼之義ハとまへ五分口、商人ノ五分口、両方ニ而一割地下へ取也、又里浦ニ而取揚候口前ハ一割取也、商人ノ定之五分口両方ノ一割米、右之通也
(中略、伊勢御師、痘瘡、遷宮)

【6】「越賀村文書」(「若布一円御買上」(寛保ノ安永)

一筆致啓上候、時分柄寒氣趣候へ共、各様愈御堅固可被成御座珍重ニ奉存候、当境別而無相替義罷有候、乍慮外御口〇思召可被下候、然者熨斗之義ニ付先頃宇治山田熨斗屋中鳥羽表江罷越、先規之通嶋々江出入不相替商売申度候由、鳥羽御役所願出候得共、相叶不申、何とそ此度願出候て嶋々海士人衆中又ハ我々之家業之ためと存いろ々世話仕候得共、右之仕合御

座候、然上ハ其御村々ノ御願被成候ハ、相濟可申奉察候、然共此方ノ御差因申ニハ六御座候、弥半年も当年之ことハ二御座候ハ、我々義来春早々申合西国辺又ハ熊野筋江仕入ニ罷越候相談究居申候、此上ハ嶋々之縁も切申候、依之今一応各様御相談も可被成御座候而御返書可被下候、折節急便筆申上候、恐惶謹言
十月廿七日 宇治山田熨斗屋中

御座村ノ越賀村ノ和具村ノ布施田村ノ片田村ノ船越村ノ波切村ノ相差村ノ国崎村ノ石鏡村右ハ廿九日御座ノ參候

口上書之御事

一、当夏熨斗之儀内々ニ而外壳不仕候様堅ク百姓方熨斗致候者共江申渡置候上、私共兼而相改申候、然所此度下磯江參熨斗之儀猥成様ニ御聞達、御吟味被遊候ニ付申上候
一、当村之儀、近年磯荒無數御座候ニ付、近年打続下磯江參候、当年茂百姓伊兵衛与申者元ニ成り、御座村越賀村海士拾七人、七月廿八日田曾浦江取ニ參候而、八月廿一日ニ罷帰り申候、毎年參候得共、日数十日又者廿日之間ニ候得者、古来ノ御断不申上候、当村不限外村共ニ無御座候節者下磯江參候、新規ニ參候事ニ而ハ無御座候、右磯ニ而仕立候熨斗水揚帳面ニ致し改を請、熨斗村江持參候而海士方ニ所持仕候、彼地ノ水揚送状相添參候而、私共熨斗相改海士人方ニ所持仕候、且又勢州筋江右熨斗出シ候様ニ及御聞、御吟味ニ候得共、少し茂出シ不申候、生炮之儀熊野江遣候様ニ御吟味候得共、是左様之儀堅ク無御座候、下磯江參候儀者磯荒レ候得者村々共往古ノ參候、熨斗之儀村江持參仕候ニ紛無御座候、右之通少し茂相違無御座候、若右之儀ニ付ケ様之儀御座候共、私共罷出申取仕御苦勞ニ懸ケ申間敷候、為其以書付申上候、以上
亥九月 越賀村庄屋 清重郎(印) / 同吉之助(印)
肝煎 源兵衛(印) / 同六助(印)
百姓惣代 惣十郎(印) / 同七郎兵衛(印)
大庄屋 小村善太夫殿

【7】「越賀村文書」(「乍恐願上覚」(鮑亮方二付) (天保一四「一八四三」年)

乍恐願書之覚

一、當時鮑老之義ハ八月中旬ノ明四月迄者生員ニ而商人方江亮渡シ、五月ノ八月迄致熨斗作立之上、山田船江井川館上地八日市場笠松右三軒衆中御案内仕、当着之上亮柄仕来り候処、近年者心分之入札故今年ノ相改昼入札ニ仕、夜四ツニ相掛り候ハ、仕舞可申旨先達而御披露被成共、承知仕居候所、十八日入札有之趣御触有之候ニ付海士人中早々右之心得ニ而寄合夫々熨斗も相集メ地商人衆も相揃候上ニ而熨斗屋衆へ凡拾返程も使相立候處、彼是被申御出席無之、最早無程五ツ過ニ茂相成候故、各々衆ノ地商人衆へも御挨拶被成下候間引取被與候、我々共茂右持越候熨斗皆々持戻し殆困入候、地下表ニ茂其日之手当も不用ニ相成候段奉推察候、此事口考候へ(カ) 畢竟当村方ハ為熨斗屋トハ得意候處、自分立者御客と心得有之様ニ相考申候、右様之振合候得者、明日入札之義ハ相止被成下、暫取上之熨斗腐候て茂不苦候間、各々衆中御勘者之上團被與、曠居中一統願上候候、譬如何程下直ニ茂此度ハ亮可申、来年之義ハ兎も角もと色々御理解被成承知仕、無抛亮捌仕候處、曠居熨斗上々口老把代五匁ノ三匁七分、夫々中熨斗ノ熨斗式式欠位之相場ニ亮括、此直段ニ而ハ亦以割ニ逢不申、何分々々来年ノ熨斗五年拾年でも各々様之任御意海士人中一統熨斗ニ作間敷候間、生員ニ而亮渡し申度旨奉願上候、就上者海士人中取揚之鮑老地商人衆札落ニ相成候共、譬他村員買入候共、村内ニ而ハ一切熨斗ニ為作間敷候様、是又御願申上候、若当村ニ而商人衆ノ熨斗老把て茂差送り候てハ行々村為ニも相成難候ゆ(カ)へ、

熨斗ニ仕立候義ハ一切御停止可被下候様、是又奉御願上候

頭前海士人中 三郎次/佐之助/勘三郎/伝三郎/惣五郎/

弥七/源藏/清六/与右衛門/与左衛門

天保拾四年 卯
御肝煎役御代
小川三左衛門様/中村武助様

【8】越賀村文書「為取替一札(海草類鴻池屋)」(文化九「一八二二年」)
為取替一札之事

一、去ル丑年夕御当国産物点草荒和之類、御地頭様御買上二相成、大坂表江為御積登、我等御藏元役相勤候二付、万端御七話筋被仰付、奉畏罷在候処、近年御捌方御不引合二付、去ル未九月右産物類御買止メ二相成、御壳残之代呂物出金之内江被遊御渡、無提請取申候而、則大坂荒物屋中江度々及販合二候得共、當時不景氣故敷一向望人無之振合、左様二者有之間敷、若又御買上御止メ二付而者其嶋方ニ去夏夕所持被成候品右荒物屋中江買取間を被合候敷相考候、左候ハ、我等持合之品茂損失不厭下料ニ成共可売払ニ存、其許殿方江右之取相尋候処、右荒物屋中二者彼地之懸引茂同様御嶋方江茂望無之趣、左候而者自分所持之損失計ニ茂不抱候得共、御嶋方中困之品者勿論往々被取揚候分茂不景氣而已二而者一旦此方支配茂不仕候ハ、一同御恨被成候儀も氣之毒存、双方為ニ茂可相成哉ニ而御談シ申候処、及熟談ニ永久荒布点草揚高不殘引請申候ニ相違無御座候、然ニ付其許殿方一札茂相望取之候通外売者勿差馳聊如在之取斗被成間敷數定、依之年々直組之儀者其時氣ニ応実定ニ相談取揚候産物村々差馳馳二不相成様追々積登させ可申候、且又村々江相頼置候共小屋造り等ニ出来し、代呂物不痛売捌構不障様二取斗可申候、尚代金銀之儀者其時々順好差働直組目録出來上之殘金有之候ハ、十一月内早々差下シ不差支取取斗可申候、村々江預ケ置可申代呂物之儀者御村役人中者不及申二宿々方江茂時々御心添大切直直二取斗可被下段、是又致承知候、積登荷物之儀者先規之通ニ御座候、右之通ニ候得者追々壳弘人取立捌方出情仕、往々御嶋方為ニ可相成心入相違無之候、依而為念為取替差出シ申一札如件
文化九年申六月 鴻池新兵衛代 覚兵衛 印/直次郎 印
南張村夕波切村迄 御庄屋御肝煎衆中

【9】尾鷲組大庄屋文書

一文化元年子四月

尾州知多郡内海小平次船沖船頭市右衛門乘当子三月下旬二木島浦へ致入津候処、金子六拾四兩致紛失吟味いたし候所、右乘組水主之内摺取いたし候尾鷲組南浦林藏取候との儀二付、船頭市右衛門船宿万平乘組水主共吟味書并二書状來状共控 尾鷲組 大庄屋元(中略)

一筆啓上仕候、然者此度被為仰付候一件筋日々取扱仕候候、船手水主共儀者人別吟味仕候得共、先何等之品も無之趣ニ相見へ申候、林藏儀再三吟味仕候候、是以申口相替品ハ無御座、何分ニも金子ハ海中江はめ候段少も相違無之と而已申出候、右ニ付土井徳藏了簡を以、崎嶋和具と申所へ一昨二日船遣し海士式人頼ミ遣候事ニ御座候得者、右海士今日中二者當浦へ着可仕哉と奉存候、右海士罷越候上海中を尋させ見可申、弥はめ候ニ相違無御座候ハ、引上ケ可申儀も可有之、若又如何様ニ相尋させ候とも見へ不申儀ニも候ハ、林藏今一吟吟味可仕と奉存候間、得と吟味仕候上委細御達可申上候
五月四日 土井徳藏
淵上弥兵衛

木 平左衛門様(中略)

昨五日之貴札拜見仕候、然者尾州知多郡内海小平次船掛合一件二付、尾鷲組南浦林藏并二船手水主共吟味仕候品申上候候、林藏始船手水主共夫々御達シ可申上様、右一件発端者最早余程之日數ニ相成候間、少々夜をこめ候而共敷敷取扱委細書付御達可申上様申口半紙江相認村役人私共印形仕、林藏儀取扱役例頃々相勤候も品船手水主とも生国等相札、沖船頭市右衛門答之趣等迄書付二致させ御達可申上様ニとの御儀、猶又内濟之儀ニ付御端ニ被仰下候御趣とも委細承知仕候、右者頃日申上候通沖船頭市右衛門并二水主三人之儀者夫々答之趣書付之印形取村役人印形をも取有之候、林藏儀者右金子盜取海江はめ候ニ相違無之と再応も申し儀候へとも、私共吟味之行届不申儀ニも候哉、如何様ニ愚按仕候候も申口すきと不仕、何とも迷惑仕候事ニ御座候、然所徳藏申遣し海士昨夕着仕候二付、太切之金銀海底江はめ候と申事ニも候へ者吟味行届候上弥はめ候ニ相違無之時も如何様ニも仕、何分取上見不申候而者相濟不申、幸海士呼寄着仕候事二付、今日水江入せ四五へん相尋させ候所、日もたけ海底くらく、すきと見へかた、明日日中之頃々相尋させ申積ニ御座候、今日も林藏引出し敷吟味仕候候、海へはめ候ニ相違無之と者申候得共、中二者くらき申分も有之、旁以少しも油断不仕取扱罷有候事ニ御座候、日數もかゝり、其段者恐入候儀ニ奉存候得とも、何卒今兩三日御猶予被成下候様仕度奉存候、右之段申上度如此ニ御座候、恐惶謹言
五月六日 土井徳藏
淵上弥兵衛

木 平左衛門様(中略)

一、金箱之事

長サ壹尺壹寸程、横六寸程、厚サ六寸程、木ハ二而厚サ一寸程
但金箱之底ニ内海市右衛門船と印有之候、此箱之上ハ細引四つ二てくゝり見候
一、金六拾四兩也
内
判金四拾六兩 壹包 是ハ八国元ノ持參金
同判金拾四兩 壹包
南鐵 四兩也 壹包 是ハ尾鷲濱中屋藤七方ニ而受取候筋、財布二入御座候
一、うちかひ之事
木綿ニ而染色 こん 岩ノ下ニ而ひとへ
一錠之事 但し常躰之平錠ニ而御座候
右之通相違無御座候、以上
内海米屋小平次船 沖船頭市右衛門 印
子五月四日

吟味

尾州知多郡内海小平次船沖船頭市右衛門乗取 尾鷲南浦林藏
一、内海小平次船沖船頭市右衛門所持之金子其方盜取候との品二付、先月廿八日夕段々其方へ致吟味候所、其方盜取海中へはめ候段相違無之との申口ニ付志州崎嶋海士式人呼寄置、右者太切之金子海中へはめ候との儀不得其意、弥はめ候哉否猶又及吟味二候所、何分海中へはめ候ニ相違無之間、幸海士も參有之儀、海中御尋させ被下候様願申二付、其方指図之通はめ候と申場所今日迄三日入念相尋させ候所右場所八十尋十一二尋有之、海底者泥二而明白二見へ候得共、似寄候ものも無之段、海士兩人申出候、右之通海中二者箱共隠し置、無之処、強へはめ候と申段甚以如何ニ候、同類有之右金子配分いたし候敷又者箱共隠し置、海中へはめ候候と申偽ニ而者無之哉、金子之行衛ハ外ニ可有之間、有躰明白可申候
(中略)

一、尾州知多郡内海米屋小平次船船頭市右衛門乘船頭水主共四人乗二而候所、吉五郎と申者乗代り申積右代り宛金兵衛と申者共五人乗当三月下旬二木島浦入津仕、同浦滞船之内船頭市右衛門所持之金子六拾四兩紛失仕候由二而、右乘組水主之内掘取相勤御座候尾鷲南浦林蔵と申者盜取候由二付、私共入込吟味可仕旨四月廿五日被仰付、同月廿七日二木島浦へ相詰吟味仕候処、右金子之儀者掘取仕罷有候林蔵老人二而盜取候儀相違無御座段白状仕候、右二付金子之行衛敷吟味仕候處、右金子者海中へはめ候段申之候二付、甚以不分明二御座候故、再吟味仕候得共、何分海中へはめ候外申上様も無之段再三申候二付、志州崎嶋へ海兩人雇二遣候處、当月五日夕右海士二木島着仕候二付、同月六日七日九日都合三日水江入海中相尋させ候所、海底も泥二而明白見へ候得共、似寄候品も無之由右金子得取揚不申候、依之又々林蔵敷吟味仕候得共、何分海中江はめ候儀相違無御座候所、金子揚り不申候二付而者最早天命不相叶時節二御座候間、此上ハいケ様共被為仰付被下候様申出候事二御座候、尤林蔵盜取候儀相違無之趣二而、外二何等疑敷品ハ相聞不申候、依之私共入込吟味仕候上、別紙目録之通夫々書付今日相達申候間、乍恐御賢慮を以宜御取扱被成下候様仕度奉存候

(中略) 先達而二木島浦へ罷越候海士、差急キ候御用有之候間、来廿六日又々二木島浦へ罷越候様可被取計候、仍而申越候、以上 木村平左衛門

五月廿二日

土井徳藏殿

尚々若右海士差支候ハ、いつれ成共慥成海士兩人本文同様二罷出候様可被取計候、以上 (中略)

口上之覚

海士才領人志州和具浦 善兵衛

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

同所 同所

右者此度海底之もの取揚御用二付志州和具村の呼寄候海士才領人之者并二海士都合四人之者共名前相調へ書上申所如斯御座候、以上 子五月晦日 尾鷲組大庄屋代 北村市左衛門 印

南浦林蔵金子海江はめ候との品二付、今日当浦海中相調べ候事二候、右調べ残候場所明廿九日朝六ツ半時頃不殘相調べさせ候筈二候間、此度比表江呼寄有之候海士并二南浦文四郎吉助林浦儀八徳八勘七其外今日罷出候者共等江得と可被申付候、尤明日ハ格別二出精相働、何れも金子取揚候様可取計旨分ケ而可被申付候、仍之申越候、以上 五月廿八日 木村平左衛門

濱地善之丞殿 北村市左衛門殿 船津与助殿 (中略)

口上之覚

一、此度海底之もの取揚御用二付志州和具村の二木島浦江呼寄候海士之もの共所持仕有之候道具絵図仕指上申様被仰付候趣承知仕候、与得相調へ左之通絵図仕指上候、以上

「長鑿の図」イソノミノ図 柄 五寸五分位

大キ成ハ長九寸位、巾八歩位、厚四歩位 小キハ長七寸位、巾六歩位、厚三分位 柄ニハ長短有之候

「引竿の図」 引竿ノ図 但長四尋、尤長キのとい口候由

右之通二御座候、尤海士海中江入七候時者、船巻艘二男式人乗組參、吾人者漕手、吾人引竿遣申候、海士海中江入候時者各繩の一重帯を結び、前段絵圖之通鑿を腰さし、白木綿之手拭二而頭を包ミ、海底へ入らんとする時船の錠綱を下ケ、能海中を見定テ船底を踏、勢ひ錠綱ヲたぐり入申候、浮上らんとする時船二而居合候男かの引竿を入て此竿二携引上ケ申候、空ラも能晴候日者海底もよく見へ、奥七八疊敷ハ一目見へ、曇候日者海底も暗ク候而見へかね、日之入二者山影おり候故同様海底も山影二而暗く候よし、一日二三折を其日之定と仕候而、其入者入不申候、一折と申候者十遍十四五遍入、夫の焚火ニあたり、其火をあたり候迄を、一折と申、大かつきと申者十四五尋入り、小かつきと申者七八尋入り尋位入申候由、鮑其外貝類、夏分者荒布など取揚渡世仕候様相聞申候、其所二而者船巻艘二十人も式拾人も海士乗組參り、銘々磯をかせき、便船之節者あさき場所を稼キ、此便船二而參り候海士をエセと唱候而、船主之海士者其の船二而海中深りを稼候由、海草之茂り候場所二者モビラト申虫有之、此虫二さゝれ候時二者腫痛候故、海士此虫を恐れ候由、又海中ニサンシヨビラト申もの有之、是者全形見定かたきもの二而、此氣二当り候時者惣身色かわり、言語難分相成候而甚惱候故、一同海士是を恐れ申候、承申候、御尋二付与得承紀書上申所如此二御座候、以上 子六月朔日 尾鷲組大庄屋代 北村市左衛門 印

木村平左衛門様

(中略) 御礼書

御礼書

一、此度海底物引揚御用二付志州和具村の二木島浦江呼寄候海士并二才領人之者共江御酒御肴被下置、難有仕合ニ奉存候、右之者共私手前迄御礼二罷出申候、猶私も難有奉存候、仍之御礼書指上申候、以上 子六月朔日 尾鷲組大庄屋代 北村市左衛門 印

木村平左衛門様

(中略) 口上書

口上書

一、海底江沈候金子取揚御用有之候間、海士雇入召連罷出候様、先達而尾鷲組大庄屋土井徳藏殿の私方迄被申越候二付、海士式人雇入召連五月五日二木島浦江着仕、同六日七日九日都合三日二木島浦内御役人衆御指図之場所江海士を入海底相尋させ候得共、右金子得あげ不申、同十日二木島浦出立在所江罷帰り申候、然ル所又々此度右金子有之候由二而海士雇入候儀、御同人の被申越候二付、海士三人雇入召連、同月廿八日二木島浦江着仕、翌廿九日六月朔日同日御役人衆御指図之場所右三人之海士共へ申付浦内無殘所相尋させなを今日磯さらひをも為仕候得共、前段金子者一向見当り不申由、海士共申儀二御座候、猶御役人衆二も御立会候子御見届候事二候、最早海底二者有之間敷様海士共申儀二御座候、海士才領善兵衛江相調へ候所右之通申出候儀二付承り候趣書上申所如此二御座候、以上 子六月朔日 尾鷲組大庄屋代 北村市左衛門 印

木村平左衛門様

【表1】志摩蒲村の舟の保有率等一覽

村名	享保11(1726)年	延享3(1746)年	享保11年	現在(県調査)
船数	小舟数/船隻数	家数	小舟/家	人
1 堅神	4	100%	365	0.84
2 小浜	52	46%	124	0.2
3 神島	70	66%	137	0.22
4 答志(答志)	250	82%	278	0.29
5 桃取	127	71%	130	0.16
6 菅島	62	45%	102	0.26
7 坂手	128	85%	153	0.71
8 安楽島	48	46%	124	0.7
9 浦村	132	103%	168	0.83
10 石鏡	94	86%	103	0.76
11 国崎	36	33%	59	0.54
12 相差	101	89%	155	1.06
13 陣崎	33	32%	53	0.36
14 千賀子	18	11%	28	0.35
15 千賀子	9	5%	18	0.3
16 安楽	47	38%	108	0.28
17 国府	23	7%	189	1.5
18 甲賀	39	20%	1109	1.16
19 志鳥	65	59%	586	0.38
20 野名	20	13%	378	0.27
21 名切	19	13%	333	0.4
22 波田	79	30%	1356	0.67
23 船越	55	41%	753	0.08
24 片田	121	94%	294	0.38
25 布施田	68	61%	1461	0.38
26 和賀	50	35%	954	0.56
27 越賀	17	15%	710	0.66
28 御座	16	14%	183	0.44
29 兵島	120	104%	924	0.39
30 南張	17	16%	353	0.58
総計(平均)	1864	1441	19580	0.49

* 船数は中田四郎近世の志摩における海女と御師ト捕載の表を基に作成。「*」は中田氏の数値と違ふもの、「-」は中田氏未見分。ソレ所は不明、国府の数字は家数、人数は地名辞典の記載に基づく(家数、人数は「鳥羽領内村々々高調調」)。石高は斗以下を四捨五入した。パーセントの部分は数字は平均値の2割増、斜字は2割減の数字を示す。現在「」の数値は、今回の調査数値。

【表2】越賀村出稼人一覧(宝暦11[1761]年)

No.	肩書	年齢	名前	出稼内容	出稼地
1	百姓	37	権八	船細工	尾州名古屋(裏町藤十郎方を宿)
2	百姓	32	与八	船細工	尾州名古屋(裏町藤十郎方を宿)
3	吉郎兵衛伴	20	次郎	船細工	尾州名古屋(裏町藤十郎方を宿)
4	源三郎伴	20	四郎	船細工	尾州名古屋(裏町藤十郎方を宿)
5	百姓	43	長右衛門	船細工	尾州名古屋(裏町三太夫方を宿)
6	百姓	32	作太郎	船細工	尾州名古屋(裏町三太夫方を宿)
7	弥次右衛門伴	23	馬之助	船細工	尾州名古屋(裏町三太夫方を宿)
8	源助伴	18	四郎	船細工	尾州名古屋(裏町三太夫方を宿)
9	与惣右衛門弟	20	三郎	船細工	尾州名古屋(中橋町小右衛門方を宿)
10	与市伴	17	次郎	船細工	尾州名古屋(中橋町小右衛門方を宿)
11	百姓	24	三郎	船細工	尾州名古屋(水主町勘左衛門方を宿)
12	弥次兵衛弟	26	次郎	船細工	尾州名古屋(富田町嘉左衛門方を宿)
13	佐次兵衛弟	35	次郎	大工稼	勢州通村(源助方を宿)
14	百姓	69	三郎	大工稼	勢州白子村(竹屋伝蔵方を宿)
15	百姓	36	三郎	大工稼	紀州宇久井浦(清兵衛方を宿)
16	百姓	55	清左衛門	大工稼	紀州須賀利浦(長次郎方を宿)

【表3】越賀村、文化3(1806)年ソングサ出高一覽

No.	月日	船名	量(貫)
1	12月24日	淡路藤助船	234.2
2	2月10日	常滑又四郎船	2263.9
3	3月14日	大坂桑名屋島右衛門船	3500
4	5月19日	野間与四郎船	3249.1
5	6月22日	野間藤蔵船	4812.7
6	6月26日	淡路藤蔵船	3375.9
7	7月5日	肥州三浦嘉兵衛船	2987.5
8	9月11日	野間万助船	6800.2
9	10月12日	讀岐十吉船	5475.6
10	11月7日	野間七兵衛船	3220.6
11	11月21日	阿波十蔵船	4185.8
12	10月12日	讀岐十吉船	59.4

【表4】越賀村、文化3(1806)年ソングサ出高一覽

No.	名前	年齢	期間	稼内容	場所	備考
1	藤吉女房	26	9月~12月	海士稼	紀州錦浦	男子金治郎
2	新六妹	27	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
3	伝三郎女房	32	9月~12月	海士稼	紀州錦浦	
4	伝三郎父	52	9月~12月	海士稼	紀州錦浦	
5	藤三郎妹	23	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
6	基助妹	29	9月~10月	海士稼	勢州田曾浦	
7	喜助妹	43	9月~12月	海士稼	勢州田曾浦	
8	次右衛門妹	24	9月~12月	海士稼	勢州松坂辺	
9	惣助妹	36	9月~12月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
10	家主	26	9月~12月	海士稼	紀州錦浦	
11	佐七女房	26	9月~12月	海士稼	紀州錦浦	
12	佐七伯母	42	9月~12月	海士稼	紀州錦浦	
13	万吉妹	20	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
14	加蔵女	20	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
15	銀三郎女	17	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
16	三郎妹	28	9月~10月	海士稼	紀州錦浦	
17	万次郎妹	47	9月~12月	海士稼	紀州錦浦	
18	清三郎女	23	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
19	家主	49	9月~12月	海士稼	勢州田曾浦	
20	市作妹	21	9月~12月	海士稼	勢州田曾浦	
21	久左衛門女	28	9月~12月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	11月8日当
22	徳松妹	20	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	村銀蔵方へ
23	秀之助母	40	9月~12月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	女房二遣
24	七右衛門女	20	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
25	藤作妹	21	9月~12月	海士稼	勢州田曾浦	
26	角平妹	23	9月~12月	海士稼	勢州田曾浦	
27	林之右衛門女	28	9月~12月	海士稼	勢州田曾浦	
28	林之右衛門女	23	9月~12月	海士稼	勢州田曾浦	
29	三之丞女	21	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
30	新七女	21	9月~10月	茶橋妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
31	伊右衛門女	20	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
32	丁七妹	18	9月~10月	田辺妻蒔日雇稼	勢州松坂辺	
33	兵助女	23	5月~7月中旬	茶橋妻蒔日雇稼	勢州河端辺	
34	勤三郎妹	21	9月~12月	日雇稼	松坂辺	
35	勤三郎妹	21	9月~7月中旬	茶橋妻蒔日雇稼	勢州河端辺	
36	勤三郎妹	19	9月~10月	日雇稼	松坂辺	

Handwritten notes in Japanese, including a signature and several lines of text. The signature appears to be 'D.M. 1806'.

Vertical handwritten text on the left side of the page, possibly a date or location note.

